

町田市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 (2 0 1 8 年) 1 1 月 2 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立公園条例の一部を改正する条例

第1条 町田市立公園条例（昭和45年12月町田市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第15条中「運動施設（以下「運動施設」という。）及び」を「別表第2の3の表に掲げる運動施設及び別表第2の4の表に掲げる会議室等（以下「運動施設等」という。）並びに」に改める。

第16条、第17条、第18条第1項第4号及び第19条第1項中「運動施設」を「運動施設等」に改める。

第21条第1項中「運動施設」を「運動施設等及びその附属設備（以下「施設等」という。）」に改める。

第27条中「運動施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）」を「施設等」に改める。

別表第4の1の表中「500円」を「520円」に、「450円」を「470円」に改め、別表第4の3（1）ア（ア）の表中備考以外の部分を次のように改める。

（ア）スポーツに利用する場合

有料公園施設の名称等	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合				
			入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。		
サン町	アリ	全面	3時	4,81	9,63	14,4	19,2

田旭体 育館	一ナ		間	0円	0円	50円	70円
		1 / 2面	3時 間	2,40 0円	4,81 0円	7,22 0円	9,63 0円
	多目的室		3時 間	1,88 0円	3,77 0円	5,65 0円	7,54 0円
町田市立陸上競技場			2時 間	9,42 0円	18,8 50円	28,2 80円	37,7 10円
町田市民球場			2時 間	3,14 0円	6,28 0円	9,42 0円	12,5 70円
小野路球場			2時 間	5,23 0円	10,4 70円	15,7 10円	20,9 50円
藤の台球場			2時 間	2,09 0円	4,19 0円	6,28 0円	8,38 0円
鶴川球場			2時 間	2,09 0円	4,19 0円	6,28 0円	8,38 0円
野津田球場			2時 間	2,09 0円	4,19 0円	6,28 0円	8,38 0円
忠生公園ソフトボ ール場			2時 間	2,09 0円	4,19 0円	6,28 0円	8,38 0円
小野路グラウ ンド	全面	2時 間	6,28 0円	12,5 70円	18,8 50円	25,1 40円	
	1 / 2面	2時 間	3,14 0円	6,28 0円	9,42 0円	12,5 70円	

木曾山崎グラウンド		2 時 間	2, 0 9 0 円	4, 1 9 0 円	6, 2 8 0 円	8, 3 8 0 円
上の原グラウンド		2 時 間	2, 0 9 0 円	4, 1 9 0 円	6, 2 8 0 円	8, 3 8 0 円
相原中央グラウンド		2 時 間	2, 0 9 0 円	4, 1 9 0 円	6, 2 8 0 円	8, 3 8 0 円
町田中央公園 テニスコート	1 面	2 時 間	1, 0 4 0 円	2, 0 9 0 円	3, 1 4 0 円	4, 1 9 0 円
鶴川中央公園 テニスコート						
鶴川第 2 テニ スコート						
鶴間公園テニ スコート						
野津田公園テ ニスコート						
相原中央テニ スコート						

別表第 4 の 3 (1) ア (イ) の表中備考以外の部分を次のように改める。

(イ) その他の事業等に利用する場合

有料公園施設の名称 等	利用 単位	入 場 料 の 徴 収 又 は こ れ に 類	入 場 料 の 徴 収 又 は こ れ に 類 す る 取 扱 い を す る 場 合		
			入 場 料 が	入 場 料 が	入 場 料 が

				する取扱いをしない場合	1,000円以下の金額のとき。	1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	3,000円以上の金額のとき。
サン町 田旭体 育館	アリーナ	全面	3時間	96,380円	120,470円	144,570円	168,660円
		1 / 2面	3時間	48,190円	60,30円	72,280円	84,30円
	多目的室		3時間	37,710円	47,40円	56,70円	66,00円
町田市立陸上競技場			2時間	188,570円	235,710円	282,850円	330,000円
町田市民球場			2時間	62,850円	78,70円	94,80円	110,000円
小野路球場			2時間	104,760円	130,950円	157,140円	183,330円
藤の台球場			2時間	41,900円	52,80円	62,50円	73,30円
鶴川球場			2時間	41,900円	52,80円	62,50円	73,30円
野津田球場			2時間	41,900円	52,30円	62,80円	73,30円

		間	00円	80円	50円	30円
忠生公園ソフトボール場		2時間	41,900円	52,380円	62,850円	73,330円
小野路グラウンド	全面	2時間	125,710円	157,140円	188,570円	220,000円
	1 / 2面	2時間	62,850円	78,570円	94,280円	110,000円
木曾山崎グラウンド		2時間	41,900円	52,380円	62,850円	73,330円
上の原グラウンド		2時間	41,900円	52,380円	62,850円	73,330円
相原中央グラウンド		2時間	41,900円	52,380円	62,850円	73,330円
町田中央公園テニスコート	1面	2時間	20,950円	26,190円	31,420円	36,660円
鶴川中央公園テニスコート						
鶴川第2テニスコート						
鶴間公園テニスコート						
野津田公園テニスコート						

相原中央テニスコート					
------------	--	--	--	--	--

別表第4の3(1)イの表中備考以外の部分を次のように改める。

イ 個人利用の場合の利用料金

有料公園施設の名称等		利用 単位	利用料金			
			大人	子ども	高齢者	障がい者
サン町 田旭体 育館	アリーナ	1回	310円	100円	100円	100円
	多目的室	1回	310円	100円	100円	100円
	トレーニング 室	3時 間	310円		100円	100円
町田市立陸上競技場		1回	310円	100円	100円	100円
		1年 間	9,420円(高校生にあ っては、 4,710円)	3,140円	3,140円	3,140円
町田中央公園テニスコート		1回	310円		100円	100円
鶴川中央公園テニスコート		1回	310円		100円	100円
鶴川第2テニスコート		1回	310円		100円	100円
鶴間公園テニスコート		1回	310円		100円	100円

別表第4の4の表中備考以外の部分を次のように改める。

4 会議室等

有料公園施設の名称	利用 単位	入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	入場料の徴収又はこれに類する取 扱いをする場合		
			入場料が 1,000 円以下の 金額のと き。	入場料が 1,000 円を超え 3,000 円未満の 金額のと き。	入場料が 3,000 円以上の 金額のと き。
サン町田旭体育館会議 室	3時 間	1,04 0円	2,09 0円	3,14 0円	4,19 0円
町田市立陸上競技場会 議室1	2時 間	310円	620円	940円	1,25 0円
町田市立陸上競技場会 議室2	2時 間	310円	620円	940円	1,25 0円
町田市立陸上競技場会 議室3	2時 間	310円	620円	940円	1,25 0円
町田市立陸上競技場会 議室4	2時 間	310円	620円	940円	1,25 0円
町田市立陸上競技場会 議室5	2時 間	310円	620円	940円	1,25 0円

町田市立陸上競技場ト レーニング室1	2時 間	520円	1,040円	1,570円	2,090円
町田市立陸上競技場ト レーニング室2	2時 間	520円	1,040円	1,570円	2,090円
小野路公園会議室1	2時 間	310円	620円	940円	1,250円
小野路公園会議室2	2時 間	310円	620円	940円	1,250円
小野路公園会議室3	2時 間	200円	410円	620円	830円
小野路公園会議室4	2時 間	200円	410円	620円	830円
小野路公園会議室5	2時 間	200円	410円	620円	830円

別表第4の5の表照明設備の項利用料金の欄を次のように改める。

3,870円	7,750円
67,360円	134,720円
33,680円	67,360円
22,520円	45,040円
9,060円	18,120円
3,560円	7,120円
3,050円	6,110円

1, 460円	2, 930円
410円	830円
1, 460円	2, 930円
730円	1, 460円

別表第4の5の表放送設備の項中「3, 100円」を「3, 240円」に、「6, 200円」を「6, 490円」に、「1, 000円」を「1, 040円」に、「2, 000円」を「2, 090円」に改め、同表大型映像装置の項中「11, 000円」を「11, 200円」に、「22, 000円」を「22, 400円」に改め、同表スコアボードの項中「1, 400円」を「1, 460円」に、「2, 800円」を「2, 930円」に改め、同表写真判定機の項中「20, 000円」を「20, 950円」に、「40, 000円」を「41, 900円」に改め、同表備考2中「2万5, 000円」を「25, 460円」に改める。

別表第5写真撮影のための臨時的な占用の項中「5, 800」を「6, 070」に改める。

第2条 町田市立公園条例の一部を次のように改正する。

別表第1薬師池公園の項の次に次のように加える。

薬師池西公園	薬師池西公園駐車場
	薬師池西公園体験工房（調理・工作室）

別表第2の2の表薬師池公園駐車場の項中「午前6時から午後7時」を「午前5時から午後10時」に改め、同項の次に次のように加える。

薬師池西公園駐車場	午前5時から午後10時まで
-----------	---------------

別表第2の4の表小野路公園会議室の項の次に次のように加える。

薬師池西公園体験工房 （調理・工作室）	2時間	午前9時から午後 9時30分まで	同左
------------------------	-----	---------------------	----

別表第3中「小野路公園会議室」を「小野路公園会議室」に
薬師池西公園体験工房（調理・工作室）」

改める。

別表第4の2の表道路交通法第3条に規定する中型自動車の項第3号中「サン町田旭体育館駐車場、町田中央公園駐車場及び鶴間公園駐車場」を「前3号に掲げる駐車場」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 薬師池公園駐車場及び薬師池西公園駐車場 1, 000円

別表第4の2の表道路交通法第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車の項第1号中「及び町田中央公園駐車場」を「、町田中央公園駐車場、薬師池公園駐車場及び薬師池西公園駐車場」に改め、同項第3号中「サン町田旭体育館駐車場、町田中央公園駐車場及び鶴間公園駐車場」を「前2号に掲げる駐車場」に改め、同表備考3中「及び町田中央公園駐車場」を「、町田中央公園駐車場、薬師池公園駐車場及び薬師池西公園駐車場」に改め、別表第4の4の表小野路公園会議室5の項の次に次のように加える。

薬師池西公園体験工房（調理・工作室）	2時間	2, 100円	4, 200円	6, 300円	8, 400円
--------------------	-----	---------	---------	---------	---------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条(町田市立公園条例第15条から第17条まで、第18条第1項第4号、第19条第1項、第21条第1項及び第27条の改正規定に限る。)及び附則第4項の規定 公布の日

(2) 第1条(町田市立公園条例第15条から第17条まで、第18条第1項第4号、第19条第1項、第21条第1項及び第27条の改正規定を除く。)、次項及び附

則第3項の規定 平成31年10月1日

(3) 第2条の規定 公布の日から起算して1年4月を超えない範囲内において町田市規則で定める日

(利用料金及び占用料に関する経過措置)

- 2 前項第2号に掲げる規定による改正後の町田市立公園条例の規定は、平成31年10月1日以後の利用に係る利用料金及び占用に係る占用料について適用し、同日前の利用に係る利用料金及び占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、前項第2号に掲げる規定による改正前の町田市立公園条例第23条の規定により発行された回数利用券及び年間利用券(有効期限内のものに限る。)は、平成31年10月1日以後においても、なお使用することができる。

(町田市立公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 町田市立公園条例の一部を改正する条例(平成30年9月町田市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表第4の3(1)ア(ア)の表の改正規定中「1,000円」を「1,040円」に、「2,000円」を「2,090円」に、「3,000円」を「3,140円」に、「4,000円」を「4,190円」に改める。

別表第4の3(1)ア(イ)の表の改正規定中「20,000円」を「20,950円」に、「25,000円」を「26,190円」に、「30,000円」を「31,420円」に、「35,000円」を「36,660円」に改める。

町田市立公園条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p>(休館日等の変更)</p> <p>第15条 第7条第3項及び第4項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>有料公園施設のうち別表第2の3の表に掲げる運動施設及び別表第2の4の表に掲げる会議室等（以下「運動施設等」という。）並びに駐車場の休館日若しくは休場日（以下この条において「休館日等」という。）</u>を変更し、又は臨時に休館日等を定めることができる。ただし、指定管理者が休館日等を変更し、又は臨時に休館日等を定めるときは、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(専用利用の取扱いをしない日等)</p> <p>第16条 指定管理者は、市長の承認を得て、<u>運動施設等</u>について専用利用の取扱いをしない日及び時間を指定することができる。</p> <p>(利用の手続等)</p> <p>第17条 <u>運動施設等</u>を利用しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の承認をするに当たっては、<u>運動施設等</u>の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>運動施設等</u>の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第18条 指定管理者は、第17条第1項の規定により利用の承認を受け</p>	<p>(休館日等の変更)</p> <p>第15条 第7条第3項及び第4項の規定にかかわらず、市長又は指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>有料公園施設のうち運動施設（以下「運動施設」という。）及び駐車場の休館日若しくは休場日（以下この条において「休館日等」という。）</u>を変更し、又は臨時に休館日等を定めることができる。ただし、指定管理者が休館日等を変更し、又は臨時に休館日等を定めるときは、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>(専用利用の取扱いをしない日等)</p> <p>第16条 指定管理者は、市長の承認を得て、<u>運動施設</u>について専用利用の取扱いをしない日及び時間を指定することができる。</p> <p>(利用の手続等)</p> <p>第17条 <u>運動施設</u>を利用しようとする者は、指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の承認をするに当たっては、<u>運動施設</u>の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>運動施設</u>の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(3) 略</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第18条 指定管理者は、第17条第1項の規定により利用の承認を受け</p>

町田市立公園条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後	改正前
<p>た者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 悪天候、災害その他指定管理者の責めによらない事由により<u>運動施設等</u>の利用ができなくなったとき。</p> <p>（5） 略</p> <p>2 略</p> <p>（利用登録）</p> <p>第19条 <u>運動施設等</u>を専用して利用しようとする者又は<u>運動施設等</u>のうちテニスコートを個人で利用しようとする者は、あらかじめ市長の町田市体育施設等利用登録の承認を受けなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>（利用料金）</p> <p>第21条 利用者は、<u>運動施設等及びその附属設備</u>（以下「施設等」という。）を利用するときは、利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>（施設等の変更の禁止）</p> <p>第27条 利用者は、<u>施設等</u>に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>別表第4（第8条、第8条の2、第21条関係）</p>	<p>た者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p>（4） 悪天候、災害その他指定管理者の責めによらない事由により<u>運動施設</u>の利用ができなくなったとき。</p> <p>（5） 略</p> <p>2 略</p> <p>（利用登録）</p> <p>第19条 <u>運動施設</u>を専用して利用しようとする者又は<u>運動施設</u>のうちテニスコートを個人で利用しようとする者は、あらかじめ市長の町田市体育施設等利用登録の承認を受けなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>（利用料金）</p> <p>第21条 利用者は、<u>運動施設</u>を利用するときは、利用料金を支払わなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>（施設等の変更の禁止）</p> <p>第27条 利用者は、<u>運動施設の施設及び附属設備</u>（以下「施設等」という。）に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>別表第4（第8条、第8条の2、第21条関係）</p>

町田市立公園条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後					改正前						
1 修景施設					1 修景施設						
有料公園施設 の名称	区分	入園料			利用単位	有料公園施設 の名称	区分	入園料			利用単位
		個人	団体（20人以上）					個人	団体（20人以上）		
町田ぼたん園	一般	520円	470円		1人1回	町田ぼたん園	一般	500円	450円		1人1回
	略	略					略	略			
備考 略					備考 略						
2 略					2 略						
3 運動施設					3 運動施設						
(1) 施設利用料金					(1) 施設利用料金						
ア 専用利用の場合の利用料金					ア 専用利用の場合の利用料金						
(ア) スポーツに利用する場合					(ア) スポーツに利用する場合						
有料公園施設の 名称等	利用 単位	入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合			有料公園施設の 名称等	利用 単位	入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が 1,000 円以下の 金額の とき。	入場料が 1,000 円を超 え3,000 円未 満の金額 のとき。	入場料が 3,000 円以上 の金額の とき。				入場料が 1,000 円以下の 金額の とき。	入場料が 1,000 円を超 え3,000 円未 満の金額 のとき。	入場料が 3,000 円以上 の金額の とき。

町田市立公園条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後								改正前							
サン 町田 旭体 育館	ア リ ー ナ	全面	3時 間	<u>4, 81</u> 0円	<u>9, 63</u> 0円	<u>14, 4</u> 50円	<u>19, 2</u> 70円	サン 町田 旭体 育館	ア リ ー ナ	全面	3時 間	<u>4, 60</u> 0円	<u>9, 20</u> 0円	<u>13, 8</u> 00円	<u>18, 4</u> 00円
		1 / 2面	3時 間	<u>2, 40</u> 0円	<u>4, 81</u> 0円	<u>7, 22</u> 0円	<u>9, 63</u> 0円			1 / 2面	3時 間	<u>2, 30</u> 0円	<u>4, 60</u> 0円	<u>6, 90</u> 0円	<u>9, 20</u> 0円
	多目的室	3時 間	<u>1, 88</u> 0円	<u>3, 77</u> 0円	<u>5, 65</u> 0円	<u>7, 54</u> 0円	多目的室	3時 間	<u>1, 80</u> 0円	<u>3, 60</u> 0円	<u>5, 40</u> 0円	<u>7, 20</u> 0円			
町田市立陸上競 技場	2時 間	<u>9, 42</u> 0円	<u>18, 8</u> 50円	<u>28, 2</u> 80円	<u>37, 7</u> 10円	町田市立陸上競 技場	2時 間	<u>9, 00</u> 0円	<u>18, 0</u> 00円	<u>27, 0</u> 00円	<u>36, 0</u> 00円				
町田市民球場	2時 間	<u>3, 14</u> 0円	<u>6, 28</u> 0円	<u>9, 42</u> 0円	<u>12, 5</u> 70円	町田市民球場	2時 間	<u>3, 00</u> 0円	<u>6, 00</u> 0円	<u>9, 00</u> 0円	<u>12, 0</u> 00円				
小野路球場	2時 間	<u>5, 23</u> 0円	<u>10, 4</u> 70円	<u>15, 7</u> 10円	<u>20, 9</u> 50円	小野路球場	2時 間	<u>5, 00</u> 0円	<u>10, 0</u> 00円	<u>15, 0</u> 00円	<u>20, 0</u> 00円				
藤の台球場	2時 間	<u>2, 09</u> 0円	<u>4, 19</u> 0円	<u>6, 28</u> 0円	<u>8, 38</u> 0円	藤の台球場	2時 間	<u>2, 00</u> 0円	<u>4, 00</u> 0円	<u>6, 00</u> 0円	<u>8, 00</u> 0円				
鶴川球場	2時 間	<u>2, 09</u> 0円	<u>4, 19</u> 0円	<u>6, 28</u> 0円	<u>8, 38</u> 0円	鶴川球場	2時 間	<u>2, 00</u> 0円	<u>4, 00</u> 0円	<u>6, 00</u> 0円	<u>8, 00</u> 0円				
野津田球場	2時 間	<u>2, 09</u> 0円	<u>4, 19</u> 0円	<u>6, 28</u> 0円	<u>8, 38</u> 0円	野津田球場	2時 間	<u>2, 00</u> 0円	<u>4, 00</u> 0円	<u>6, 00</u> 0円	<u>8, 00</u> 0円				
忠生公園ソフト ボール場	2時 間	<u>2, 09</u> 0円	<u>4, 19</u> 0円	<u>6, 28</u> 0円	<u>8, 38</u> 0円	忠生公園ソフト ボール場	2時 間	<u>2, 00</u> 0円	<u>4, 00</u> 0円	<u>6, 00</u> 0円	<u>8, 00</u> 0円				
小野路	全面	2時	<u>6, 28</u>	<u>12, 5</u>	<u>18, 8</u>	<u>25, 1</u>	小野路	全面	2時	<u>6, 00</u>	<u>12, 0</u>	<u>18, 0</u>	<u>24, 0</u>		

町田市立公園条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後							改正前						
グラウンド		間	<u>0円</u>	<u>70円</u>	<u>50円</u>	<u>40円</u>	グラウンド		間	<u>0円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>
	1 / 2面	2時間	<u>3, 14</u> <u>0円</u>	<u>6, 28</u> <u>0円</u>	<u>9, 42</u> <u>0円</u>	<u>12, 5</u> <u>70円</u>		1 / 2面	2時間	<u>3, 00</u> <u>0円</u>	<u>6, 00</u> <u>0円</u>	<u>9, 00</u> <u>0円</u>	<u>12, 0</u> <u>00円</u>
木曾山崎グラウンド		2時間	<u>2, 09</u> <u>0円</u>	<u>4, 19</u> <u>0円</u>	<u>6, 28</u> <u>0円</u>	<u>8, 38</u> <u>0円</u>	木曾山崎グラウンド		2時間	<u>2, 00</u> <u>0円</u>	<u>4, 00</u> <u>0円</u>	<u>6, 00</u> <u>0円</u>	<u>8, 00</u> <u>0円</u>
上の原グラウンド		2時間	<u>2, 09</u> <u>0円</u>	<u>4, 19</u> <u>0円</u>	<u>6, 28</u> <u>0円</u>	<u>8, 38</u> <u>0円</u>	上の原グラウンド		2時間	<u>2, 00</u> <u>0円</u>	<u>4, 00</u> <u>0円</u>	<u>6, 00</u> <u>0円</u>	<u>8, 00</u> <u>0円</u>
相原中央グラウンド		2時間	<u>2, 09</u> <u>0円</u>	<u>4, 19</u> <u>0円</u>	<u>6, 28</u> <u>0円</u>	<u>8, 38</u> <u>0円</u>	相原中央グラウンド		2時間	<u>2, 00</u> <u>0円</u>	<u>4, 00</u> <u>0円</u>	<u>6, 00</u> <u>0円</u>	<u>8, 00</u> <u>0円</u>
町田中央公園テニスコート	1面	2時間	<u>1, 04</u> <u>0円</u>	<u>2, 09</u> <u>0円</u>	<u>3, 14</u> <u>0円</u>	<u>4, 19</u> <u>0円</u>	町田中央公園テニスコート	1面	2時間	<u>1, 00</u> <u>0円</u>	<u>2, 00</u> <u>0円</u>	<u>3, 00</u> <u>0円</u>	<u>4, 00</u> <u>0円</u>
鶴川中央公園テニスコート			鶴川中央公園テニスコート										
鶴川第2テニスコート			鶴川第2テニスコート										

町田市立公園条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後							改正前						
鶴間公園テニスコート							鶴間公園テニスコート						
野津田公園テニスコート							野津田公園テニスコート						
相原中央テニスコート							相原中央テニスコート						
備考 略							備考 略						
(イ) その他の事業等に利用する場合							(イ) その他の事業等に利用する場合						
有料公園施設の名称等	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合			有料公園施設の名称等	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合				
			入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額	入場料が3,000円以上の金額のとき。				入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額	入場料が3,000円以上の金額のとき。		

町田市立公園条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後							改正前									
						のとき。						のとき。				
サン 町田 旭体 育館	ア リ ー ナ	全面	3時 間	<u>96, 3</u> 80円	<u>120,</u> 470円	<u>144,</u> 570円	<u>168,</u> 660円	多目的室	ア リ ー ナ	全面	3時 間	<u>92, 0</u> 00円	<u>115,</u> 000円	<u>138,</u> 000円	<u>161,</u> 000円	
		1 / 2面	3時 間	<u>48, 1</u> 90円	<u>60, 2</u> 30円	<u>72, 2</u> 80円	<u>84, 3</u> 30円			1 / 2面	3時 間	<u>46, 0</u> 00円	<u>57, 5</u> 00円	<u>69, 0</u> 00円	<u>80, 5</u> 00円	
		3時 間	<u>37, 7</u> 10円	<u>47, 1</u> 40円	<u>56, 5</u> 70円	<u>66, 0</u> 00円			3時 間	<u>36, 0</u> 00円	<u>45, 0</u> 00円	<u>54, 0</u> 00円	<u>63, 0</u> 00円			
町田市立陸上競 技場			2時 間	<u>188,</u> 570円	<u>235,</u> 710円	<u>282,</u> 850円	<u>330,</u> 000円		町田市立陸上競 技場			2時 間	<u>180,</u> 000円	<u>225,</u> 000円	<u>270,</u> 000円	<u>315,</u> 000円
町田市民球場			2時 間	<u>62, 8</u> 50円	<u>78, 5</u> 70円	<u>94, 2</u> 80円	<u>110,</u> 000円		町田市民球場			2時 間	<u>60, 0</u> 00円	<u>75, 0</u> 00円	<u>90, 0</u> 00円	<u>105,</u> 000円
小野路球場			2時 間	<u>104,</u> 760円	<u>130,</u> 950円	<u>157,</u> 140円	<u>183,</u> 330円		小野路球場			2時 間	<u>100,</u> 000円	<u>125,</u> 000円	<u>150,</u> 000円	<u>175,</u> 000円
藤の台球場			2時 間	<u>41, 9</u> 00円	<u>52, 3</u> 80円	<u>62, 8</u> 50円	<u>73, 3</u> 30円		藤の台球場			2時 間	<u>40, 0</u> 00円	<u>50, 0</u> 00円	<u>60, 0</u> 00円	<u>70, 0</u> 00円
鶴川球場			2時 間	<u>41, 9</u> 00円	<u>52, 3</u> 80円	<u>62, 8</u> 50円	<u>73, 3</u> 30円		鶴川球場			2時 間	<u>40, 0</u> 00円	<u>50, 0</u> 00円	<u>60, 0</u> 00円	<u>70, 0</u> 00円
野津田球場			2時 間	<u>41, 9</u> 00円	<u>52, 3</u> 80円	<u>62, 8</u> 50円	<u>73, 3</u> 30円		野津田球場			2時 間	<u>40, 0</u> 00円	<u>50, 0</u> 00円	<u>60, 0</u> 00円	<u>70, 0</u> 00円
忠生公園ソフト ボール場			2時 間	<u>41, 9</u> 00円	<u>52, 3</u> 80円	<u>62, 8</u> 50円	<u>73, 3</u> 30円		忠生公園ソフト ボール場			2時 間	<u>40, 0</u> 00円	<u>50, 0</u> 00円	<u>60, 0</u> 00円	<u>70, 0</u> 00円

町田市立公園条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後							改正前						
小野路グ ラウンド	全面	2時 間	<u>125,</u> <u>710円</u>	<u>157,</u> <u>140円</u>	<u>188,</u> <u>570円</u>	<u>220,</u> <u>000円</u>	小野路グ ラウンド	全面	2時 間	<u>120,</u> <u>000円</u>	<u>150,</u> <u>000円</u>	<u>180,</u> <u>000円</u>	<u>210,</u> <u>000円</u>
	1 / 2面	2時 間	<u>62, 8</u> <u>50円</u>	<u>78, 5</u> <u>70円</u>	<u>94, 2</u> <u>80円</u>	<u>110,</u> <u>000円</u>		1 / 2面	2時 間	<u>60, 0</u> <u>00円</u>	<u>75, 0</u> <u>00円</u>	<u>90, 0</u> <u>00円</u>	<u>105,</u> <u>000円</u>
木曾山崎グ ラウンド		2時 間	<u>41, 9</u> <u>00円</u>	<u>52, 3</u> <u>80円</u>	<u>62, 8</u> <u>50円</u>	<u>73, 3</u> <u>30円</u>	木曾山崎グ ラウンド		2時 間	<u>40, 0</u> <u>00円</u>	<u>50, 0</u> <u>00円</u>	<u>60, 0</u> <u>00円</u>	<u>70, 0</u> <u>00円</u>
上の原グ ラウンド		2時 間	<u>41, 9</u> <u>00円</u>	<u>52, 3</u> <u>80円</u>	<u>62, 8</u> <u>50円</u>	<u>73, 3</u> <u>30円</u>	上の原グ ラウンド		2時 間	<u>40, 0</u> <u>00円</u>	<u>50, 0</u> <u>00円</u>	<u>60, 0</u> <u>00円</u>	<u>70, 0</u> <u>00円</u>
相原中央グ ラウンド		2時 間	<u>41, 9</u> <u>00円</u>	<u>52, 3</u> <u>80円</u>	<u>62, 8</u> <u>50円</u>	<u>73, 3</u> <u>30円</u>	相原中央グ ラウンド		2時 間	<u>40, 0</u> <u>00円</u>	<u>50, 0</u> <u>00円</u>	<u>60, 0</u> <u>00円</u>	<u>70, 0</u> <u>00円</u>
町田中央 公園テニ スコート	1面	2時 間	<u>20, 9</u> <u>50円</u>	<u>26, 1</u> <u>90円</u>	<u>31, 4</u> <u>20円</u>	<u>36, 6</u> <u>60円</u>	町田中央 公園テニ スコート	1面	2時 間	<u>20, 0</u> <u>00円</u>	<u>25, 0</u> <u>00円</u>	<u>30, 0</u> <u>00円</u>	<u>35, 0</u> <u>00円</u>
鶴川中央 公園テニ スコート			鶴川中央 公園テニ スコート										
鶴川第2 テニスコ ート			鶴川第2 テニスコ ート										
鶴間公園 テニスコ			鶴間公園 テニスコ										

町田市立公園条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後							改正前						
ート							ート						
野津田公園テニスコート							野津田公園テニスコート						
相原中央テニスコート							相原中央テニスコート						
備考 略							備考 略						
イ 個人利用の場合の利用料金							イ 個人利用の場合の利用料金						
有料公園施設の名称等		利用単位	利用料金				有料公園施設の名称等		利用単位	利用料金			
			大人	子ども	高齢者	障がい者				大人	子ども	高齢者	障がい者
サン町田旭体育館	アリーナ	1回	<u>310円</u>	100円	100円	100円	サン町田旭体育館	アリーナ	1回	<u>300円</u>	100円	100円	100円
	多目的室	1回	<u>310円</u>	100円	100円	100円		多目的室	1回	<u>300円</u>	100円	100円	100円
	トレーニング室	3時間	<u>310円</u>		100円	100円		トレーニング室	3時間	<u>300円</u>		100円	100円
町田市立陸上競技場		1回	<u>310円</u>	100円	100円	100円	町田市立陸上競技場		1回	<u>300円</u>	100円	100円	100円
		1年間	<u>9,420円</u> (高)	<u>3,140円</u>	<u>3,140円</u>	<u>3,140円</u>			1年間	<u>9,000円</u> 。た	<u>3,000円</u>	<u>3,000円</u>	<u>3,000円</u>

町田市立公園条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後						改正前					
		<u>校生にあ っては、 4,71 0円)</u>						<u>だし、高 校生は4 ,500 円</u>			
町田中央公園 テニスコート	1回	<u>310円</u>		100円	100円	町田中央公園 テニスコート	1回	<u>300円</u>		100円	100円
鶴川中央公園 テニスコート	<u>1回</u>	<u>310円</u>		<u>100円</u>	<u>100円</u>	鶴川中央公園 テニスコート					
鶴川第2テニ スコート	<u>1回</u>	<u>310円</u>		<u>100円</u>	<u>100円</u>	鶴川第2テニ スコート					
鶴間公園テニ スコート	<u>1回</u>	<u>310円</u>		<u>100円</u>	<u>100円</u>	鶴間公園テニ スコート					
備考 略						備考 略					
4 会議室等						4 会議室等					
有料公園施設の 名称	利用 単位	入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	入場料の徴収又はこれに類する取 扱いをする場合			有料公園施設の 名称	利用 単位	入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	入場料の徴収又はこれに類する取 扱いをする場合		
			入場料が 1,00 0円以下 の金額の とき。	入場料が 1,00 0円を超 え3,0 00円未 満の金額	入場料が 3,00 0円以上 の金額の とき。				入場料が 1,00 0円以下 の金額の とき。	入場料が 1,00 0円を超 え3,0 00円未 満の金額	入場料が 3,00 0円以上 の金額の とき。

町田市立公園条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後						改正前					
				のとき。					のとき。		
サン町田旭体育館会議室	3時間	<u>1,040円</u>	<u>2,090円</u>	<u>3,140円</u>	<u>4,190円</u>	サン町田旭体育館会議室	3時間	<u>1,000円</u>	<u>2,000円</u>	<u>3,000円</u>	<u>4,000円</u>
町田市立陸上競技場会議室1	2時間	<u>310円</u>	<u>620円</u>	<u>940円</u>	<u>1,250円</u>	町田市立陸上競技場会議室1	2時間	<u>300円</u>	<u>600円</u>	<u>900円</u>	<u>1,200円</u>
町田市立陸上競技場会議室2	2時間	<u>310円</u>	<u>620円</u>	<u>940円</u>	<u>1,250円</u>	町田市立陸上競技場会議室2	2時間	<u>300円</u>	<u>600円</u>	<u>900円</u>	<u>1,200円</u>
町田市立陸上競技場会議室3	2時間	<u>310円</u>	<u>620円</u>	<u>940円</u>	<u>1,250円</u>	町田市立陸上競技場会議室3	2時間	<u>300円</u>	<u>600円</u>	<u>900円</u>	<u>1,200円</u>
町田市立陸上競技場会議室4	2時間	<u>310円</u>	<u>620円</u>	<u>940円</u>	<u>1,250円</u>	町田市立陸上競技場会議室4	2時間	<u>300円</u>	<u>600円</u>	<u>900円</u>	<u>1,200円</u>
町田市立陸上競技場会議室5	2時間	<u>310円</u>	<u>620円</u>	<u>940円</u>	<u>1,250円</u>	町田市立陸上競技場会議室5	2時間	<u>300円</u>	<u>600円</u>	<u>900円</u>	<u>1,200円</u>
町田市立陸上競技場トレーニング室1	2時間	<u>520円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,570円</u>	<u>2,090円</u>	町田市立陸上競技場トレーニング室1	2時間	<u>500円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,500円</u>	<u>2,000円</u>
町田市立陸上競技場トレーニング室2	2時間	<u>520円</u>	<u>1,040円</u>	<u>1,570円</u>	<u>2,090円</u>	町田市立陸上競技場トレーニング室2	2時間	<u>500円</u>	<u>1,000円</u>	<u>1,500円</u>	<u>2,000円</u>
小野路公園会議室1	2時間	<u>310円</u>	<u>620円</u>	<u>940円</u>	<u>1,250円</u>	小野路公園会議室1	2時間	<u>300円</u>	<u>600円</u>	<u>900円</u>	<u>1,200円</u>

町田市立公園条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後						改正前							
小野路公園会議室2	2時間	<u>310円</u>	<u>620円</u>	<u>940円</u>	<u>1,250円</u>	小野路公園会議室2	2時間	<u>300円</u>	<u>600円</u>	<u>900円</u>	<u>1,200円</u>		
小野路公園会議室3	2時間	200円	<u>410円</u>	<u>620円</u>	<u>830円</u>	小野路公園会議室3	2時間	200円	<u>400円</u>	<u>600円</u>	<u>800円</u>		
小野路公園会議室4	2時間	200円	<u>410円</u>	<u>620円</u>	<u>830円</u>	小野路公園会議室4	2時間	200円	<u>400円</u>	<u>600円</u>	<u>800円</u>		
小野路公園会議室5	2時間	200円	<u>410円</u>	<u>620円</u>	<u>830円</u>	小野路公園会議室5	2時間	200円	<u>400円</u>	<u>600円</u>	<u>800円</u>		
備考 略						備考 略							
5 附属設備利用料金						5 附属設備利用料金							
附属設備の名称等				利用単位	利用料金		附属設備の名称等				利用単位	利用料金	
					スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する場合及びその他の事業等に利用する場合						スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	スポーツに利用する場合で入場料の徴収又はこれに類する場合及びその他の事業等に利用する場合
照明設備	サン町田旭体育館アリーナ	全面	全灯	3時間	<u>3,870円</u>	<u>7,750円</u>	照明設備	サン町田旭体育館アリーナ	全面	全灯	3時間	<u>3,700円</u>	<u>7,400円</u>

町田市立公園条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後					改正前										
町田市立陸上競技場	1,500ルクス	30分	<u>67,360円</u>		<u>134,720円</u>		町田市立陸上競技場	1,500ルクス	30分	<u>64,300円</u>		<u>128,600円</u>			
	750ルクス		<u>33,680円</u>		<u>67,360円</u>			750ルクス		<u>32,150円</u>		<u>64,300円</u>			
	500ルクス		<u>22,520円</u>		<u>45,040円</u>			500ルクス		<u>21,500円</u>		<u>43,000円</u>			
	200ルクス		<u>9,060円</u>		<u>18,120円</u>			200ルクス		<u>8,650円</u>		<u>17,300円</u>			
小野路球場	750ルクス	30分	<u>3,560円</u>		<u>7,120円</u>		小野路球場	750ルクス	30分	<u>3,500円</u>		<u>7,000円</u>			
	500ルクス		<u>3,050円</u>		<u>6,110円</u>			500ルクス		<u>3,000円</u>		<u>6,000円</u>			
相原中央グラウンド	全灯	30分	<u>1,460円</u>		<u>2,930円</u>		相原中央グラウンド	全灯	30分	<u>1,400円</u>		<u>2,800円</u>			
相原中央テニスコート	1面	全灯	30分	<u>410円</u>		<u>830円</u>		相原中央テニスコート	1面	全灯	30分	<u>400円</u>		<u>800円</u>	
小野路グラウ	全	全	30	<u>1,460円</u>		<u>2,930円</u>		小野路グラウ	全	全	30	<u>1,400円</u>		<u>2,800円</u>	

町田市立公園条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後							改正前								
	種	1 / 2 面	1 / 2 灯	分				種	1 / 2 面	1 / 2 灯	分				
放送 設備	サン町 田旭体 育館ア リーナ	一式		1 回	<u>3,240円</u>	<u>6,490円</u>	放送 設備	サン町 田旭体 育館ア リーナ	一式		1 回	<u>3,100円</u>	<u>6,200円</u>		
	町田市 立陸上 競技場	一式		1 回	<u>3,240円</u>	<u>6,490円</u>		町田市 立陸上 競技場	一式		1 回	<u>3,100円</u>	<u>6,200円</u>		
	小野路 球場	一式		1 回	<u>1,040円</u>	<u>2,090円</u>		小野路 球場	一式		1 回	<u>1,000円</u>	<u>2,000円</u>		
略	略	略		略	略	略	略	略	略		略	略	略	略	略
大型 映像 装置	町田市 立陸上 競技場	一式		2 時 間	<u>11,200円</u>	<u>22,400円</u>	大型 映像 装置	町田市 立陸上 競技場	一式		2 時 間	<u>11,000円</u>	<u>22,000円</u>		
スコ アボ ード	小野路 球場	一式		2 時 間	<u>1,460円</u>	<u>2,930円</u>	スコ アボ ード	小野路 球場	一式		2 時 間	<u>1,400円</u>	<u>2,800円</u>		

町田市立公園条例新旧対照表（第1条による改正）

改正後						改正前					
写真 判定 機	町田市 立陸上 競技場	一式	1 回	<u>20,950円</u>	<u>41,900円</u>	写真 判定 機	町田市 立陸上 競技場	一式	1 回	<u>20,000円</u>	<u>40,000円</u>
備考						備考					
1 略						1 略					
2 大型映像装置を利用して広告を表示する場合は、利用料金に広告1件につき <u>25,460円</u> を加算する。						2 大型映像装置を利用して広告を表示する場合は、利用料金に広告1件につき <u>2万5,000円</u> を加算する。					
別表第5（第34条関係）						別表第5（第34条関係）					
占用料						占用料					
種別		単位		金額（円）		種別		単位		金額（円）	
略		略		略		略		略		略	
写真撮影 のための 臨時的な 占用	略	略	略	略	略	写真撮影 のための 臨時的な 占用	略	略	略	略	略
	映画、テレビ又はビデオの撮影	1時間		<u>6,070</u>			映画、テレビ又はビデオの撮影	1時間		<u>5,800</u>	
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略						備考 略					

町田市立公園条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後				改正前			
別表第1（第7条関係）				別表第1（第7条関係）			
都市公園名		有料公園施設の名称		都市公園名		有料公園施設の名称	
略		略		略		略	
薬師池公園		薬師池公園駐車場		薬師池公園		薬師池公園駐車場	
薬師池西公園		薬師池西公園駐車場					
		薬師池西公園体験工房（調理・工作室）					
略		略		略		略	
別表第2（第7条関係）				別表第2（第7条関係）			
1 略				1 略			
2 駐車場				2 駐車場			
有料公園施設の名称		利用時間		有料公園施設の名称		利用時間	
略		略		略		略	
薬師池公園駐車場		午前5時から午後10時まで		薬師池公園駐車場		午前6時から午後7時まで	
薬師池西公園駐車場		午前5時から午後10時まで					
略		略		略		略	
3 略				3 略			
4 会議室等				4 会議室等			
有料公園施設の名称	利用単位	利用時間	専用利用時間	有料公園施設の名称	利用単位	利用時間	専用利用時間
略	略	略	略	略	略	略	略

町田市立公園条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後				改正前			
小野路公園会議室	2時間	午前7時から 午後9時まで	同左	小野路公園会議室	2時間	午前7時から 午後9時まで	同左
<u>薬師池西公園体験工房 (調理・工作室)</u>	2時間	午前9時から 午後9時30 分まで	同左				
備考 略				備考 略			
別表第3（第7条関係）				別表第3（第7条関係）			
有料公園施設の名称		休館日・休場日		有料公園施設の名称		休館日・休場日	
略		略		略		略	
略 小野路公園会議室 <u>薬師池西公園体験工房 (調理・工作室)</u>		(1) 1月1日から同月3日まで及び12月 29日から同月31日まで		略 小野路公園会議室		(1) 1月1日から同月3日まで及び12月2 9日から同月31日まで	
別表第4（第8条、第8条の2、第21条関係）				別表第4（第8条、第8条の2、第21条関係）			
1 略				1 略			
2 駐車場				2 駐車場			
自動車の区分		駐車料金		自動車の区分		駐車料金	
略		略		略		略	
道路交通法第3条に規定 する中型自動車		次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それ ぞれ当該各号に定める金額 (1)・(2) 略		道路交通法第3条に規定 する中型自動車		次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それ ぞれ当該各号に定める金額 (1)・(2) 略	

町田市立公園条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後		改正前	
	<p>(3) <u>薬師池公園駐車場及び薬師池西公園駐車場</u> 1,000円</p> <p>(4) <u>前3号に掲げる駐車場</u>以外の駐車場 指定日にあつては1,000円、指定日以外の日にあつては無料</p>		<p>(3) <u>サン町田旭体育館駐車場、町田中央公園駐車場及び鶴間公園駐車場</u>以外の駐車場 指定日にあつては1,000円、指定日以外の日にあつては無料</p>
<p>道路交通法第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車</p>	<p>次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額</p> <p>(1) <u>サン町田旭体育館駐車場、町田中央公園駐車場、薬師池公園駐車場及び薬師池西公園駐車場</u> 時間制による駐車料金</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>前2号に掲げる駐車場</u>以外の駐車場 指定日にあつては時間制による駐車料金、指定日以外の日にあつては無料</p>	<p>道路交通法第3条に規定する普通自動車及び準中型自動車</p>	<p>次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額</p> <p>(1) <u>サン町田旭体育館駐車場及び町田中央公園駐車場</u> 時間制による駐車料金</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>サン町田旭体育館駐車場、町田中央公園駐車場及び鶴間公園駐車場</u>以外の駐車場 指定日にあつては時間制による駐車料金、指定日以外の日にあつては無料</p>
備考	<p>1・2 略</p> <p>3 無料時間内に駐車場から退場し、かつ、再度当該駐車場に同一の自動車を駐車した場合において、当該退場をした時刻から当該再度駐車をした時刻までの時間が15分以内であるときは、当該時間も継続して駐車をしていたものとみなす。ただし、当該駐車場が<u>サン町田旭体育館駐車場、町田中央公園駐車場、薬師池公園駐車場及び</u></p>	備考	<p>1・2 略</p> <p>3 無料時間内に駐車場から退場し、かつ、再度当該駐車場に同一の自動車を駐車した場合において、当該退場をした時刻から当該再度駐車をした時刻までの時間が15分以内であるときは、当該時間も継続して駐車をしていたものとみなす。ただし、当該駐車場が<u>サン町田旭体育館駐車場及び町田中央公園駐車場</u>である場合について</p>

町田市立公園条例新旧対照表（第2条による改正）

改正後						改正前					
薬師池西公園駐車場である場合については、この限りでない。						は、この限りでない。					
3 略						3 略					
4 会議室等						4 会議室等					
有料公園施設の名称	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合			有料公園施設の名称	利用単位	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合	入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合		
			入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。				入場料が1,000円以下の金額のとき。	入場料が1,000円を超え3,000円未満の金額のとき。	入場料が3,000円以上の金額のとき。
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
小野路公園会議室5	2時間	200円	410円	620円	830円	小野路公園会議室5	2時間	200円	410円	620円	830円
薬師池西公園体験工房（調理・工作室）	2時間	<u>2,100円</u>	<u>4,200円</u>	<u>6,300円</u>	<u>8,400円</u>						
備考 略						備考 略					
5 略						5 略					

町田市立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							改正前						
別表第4の3(1)ア(ア)の表中「に利用する場合」の次に「(鶴間公園を除く。)」を加え、							別表第4の3(1)ア(ア)の表中「に利用する場合」の次に「(鶴間公園を除く。)」を加え、						
「							「						
町田中央公園テニスコート	1面	2時間	<u>1,040円</u>	<u>2,090円</u>	<u>3,140円</u>	<u>4,190円</u>	町田中央公園テニスコート	1面	2時間	<u>1,000円</u>	<u>2,000円</u>	<u>3,000円</u>	<u>4,000円</u>
鶴川中央公園テニスコート							鶴川中央公園テニスコート						
鶴川第2テニスコート							鶴川第2テニスコート						
鶴間公園テニスコート							鶴間公園テニスコート						
野津田公園テニスコート							野津田公園テニスコート						
相原中央テニスコート							相原中央テニスコート						
」							」						

町田市立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							改正前						
を 「							を 「						
町田中央 公園テニ スコート	1 面	2 時 間	<u>1, 0 4</u> 0円	<u>2, 0 9</u> 0円	<u>3, 1 4</u> 0円	<u>4, 1 9</u> 0円	町田中央 公園テニ スコート	1 面	2 時 間	<u>1, 0 0</u> 0円	<u>2, 0 0</u> 0円	<u>3, 0 0</u> 0円	<u>4, 0 0</u> 0円
鶴川中央 公園テニ スコート	1 面	2 時 間	<u>1, 0 4</u> 0円	<u>2, 0 9</u> 0円	<u>3, 1 4</u> 0円	<u>4, 1 9</u> 0円	鶴川中央 公園テニ スコート	1 面	2 時 間	<u>1, 0 0</u> 0円	<u>2, 0 0</u> 0円	<u>3, 0 0</u> 0円	<u>4, 0 0</u> 0円
鶴川第2 テニスコ ート	1 面	2 時 間	<u>1, 0 4</u> 0円	<u>2, 0 9</u> 0円	<u>3, 1 4</u> 0円	<u>4, 1 9</u> 0円	鶴川第2 テニスコ ート	1 面	2 時 間	<u>1, 0 0</u> 0円	<u>2, 0 0</u> 0円	<u>3, 0 0</u> 0円	<u>4, 0 0</u> 0円
野津田公 園テニス コート	1 面	2 時 間	<u>1, 0 4</u> 0円	<u>2, 0 9</u> 0円	<u>3, 1 4</u> 0円	<u>4, 1 9</u> 0円	野津田公 園テニス コート	1 面	2 時 間	<u>1, 0 0</u> 0円	<u>2, 0 0</u> 0円	<u>3, 0 0</u> 0円	<u>4, 0 0</u> 0円
相原中央 テニスコ ート	1 面	2 時 間	<u>1, 0 4</u> 0円	<u>2, 0 9</u> 0円	<u>3, 1 4</u> 0円	<u>4, 1 9</u> 0円	相原中央 テニスコ ート	1 面	2 時 間	<u>1, 0 0</u> 0円	<u>2, 0 0</u> 0円	<u>3, 0 0</u> 0円	<u>4, 0 0</u> 0円
」							」						
に改め、同表備考を削る。							に改め、同表備考を削る。						
別表第4の3（1）ア（イ）の表中「に利用する場合」の次に「（鶴間公園を除く。）」を加え、							別表第4の3（1）ア（イ）の表中「に利用する場合」の次に「（鶴間公園を除く。）」を加え、						
「							「						

町田市立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							改正前						
町田中央公園テニスコート	1面	2時間	<u>20, 9</u> 50円	<u>26, 1</u> 90円	<u>31, 4</u> 20円	<u>36, 6</u> 60円	町田中央公園テニスコート	1面	2時間	<u>20, 0</u> 00円	<u>25, 0</u> 00円	<u>30, 0</u> 00円	<u>35, 0</u> 00円
鶴川中央公園テニスコート							鶴川中央公園テニスコート						
鶴川第2テニスコート							鶴川第2テニスコート						
鶴間公園テニスコート							鶴間公園テニスコート						
野津田公園テニスコート							野津田公園テニスコート						
相原中央テニスコート							相原中央テニスコート						
を「							を「						
町田中央	1	2	<u>20, 9</u>	<u>26, 1</u>	<u>31, 4</u>	<u>36, 6</u>	町田中央	1	2	<u>20, 0</u>	<u>25, 0</u>	<u>30, 0</u>	<u>35, 0</u>

町田市立公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後							改正前						
公園テニスコート	面	時間	<u>50円</u>	<u>90円</u>	<u>20円</u>	<u>60円</u>	公園テニスコート	面	時間	<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>	<u>00円</u>
鶴川中央公園テニスコート	1面	2時間	<u>20, 9</u> <u>50円</u>	<u>26, 1</u> <u>90円</u>	<u>31, 4</u> <u>20円</u>	<u>36, 6</u> <u>60円</u>	鶴川中央公園テニスコート	1面	2時間	<u>20, 0</u> <u>00円</u>	<u>25, 0</u> <u>00円</u>	<u>30, 0</u> <u>00円</u>	<u>35, 0</u> <u>00円</u>
鶴川第2テニスコート	1面	2時間	<u>20, 9</u> <u>50円</u>	<u>26, 1</u> <u>90円</u>	<u>31, 4</u> <u>20円</u>	<u>36, 6</u> <u>60円</u>	鶴川第2テニスコート	1面	2時間	<u>20, 0</u> <u>00円</u>	<u>25, 0</u> <u>00円</u>	<u>30, 0</u> <u>00円</u>	<u>35, 0</u> <u>00円</u>
野津田公園テニスコート	1面	2時間	<u>20, 9</u> <u>50円</u>	<u>26, 1</u> <u>90円</u>	<u>31, 4</u> <u>20円</u>	<u>36, 6</u> <u>60円</u>	野津田公園テニスコート	1面	2時間	<u>20, 0</u> <u>00円</u>	<u>25, 0</u> <u>00円</u>	<u>30, 0</u> <u>00円</u>	<u>35, 0</u> <u>00円</u>
相原中央テニスコート	1面	2時間	<u>20, 9</u> <u>50円</u>	<u>26, 1</u> <u>90円</u>	<u>31, 4</u> <u>20円</u>	<u>36, 6</u> <u>60円</u>	相原中央テニスコート	1面	2時間	<u>20, 0</u> <u>00円</u>	<u>25, 0</u> <u>00円</u>	<u>30, 0</u> <u>00円</u>	<u>35, 0</u> <u>00円</u>

に改め、同表備考を削り、同表の次に次の2表を加える。

に改め、同表備考を削り、同表の次に次の2表を加える。